（供給条件の説明等）

第三条　法第十四条第一項の規定による説明は、次に掲げる事項について行わなければならない。ただし、第四号に掲げる事項のうち苦情及び問合せに応じることができる時間帯については、熱供給事業者が熱供給契約の締結の媒介、取次ぎ又は代理（以下「媒介等」という。）を業として行う者（以下「契約媒介業者等」という。）の業務の方法についての苦情及び問合せを処理することとしている場合は、この限りでない。

一　当該熱供給事業者の氏名又は名称及び登録番号

二　当該契約媒介業者等が当該熱供給契約の締結の媒介等を行う場合にあっては、その旨及び当該契約媒介業者等の氏名又は名称

三　当該熱供給事業者の電話番号、電子メールアドレスその他の連絡先並びに苦情及び問合せに応じることができる時間帯

四　当該契約媒介業者等が当該熱供給契約の締結の媒介等を行う場合にあっては、当該契約媒介業者等の電話番号、電子メールアドレスその他の連絡先並びに苦情及び問合せに応じることができる時間帯

五　当該熱供給契約の申込みの方法

六　当該熱供給開始の予定年月日

七　当該熱供給に係る料金（当該料金の額の算出方法を含む。）

八　導管、熱量計その他の設備に関する費用の負担に関する事項

九　前二号に掲げるもののほか、当該熱供給を受けようとする者の負担となるものがある場合にあっては、その内容

十　前三号に掲げる当該熱供給を受けようとする者の負担となるものの全部又は一部を期間を限定して減免する場合にあっては、その内容

十一　使用量の計測方法及び料金調定の方法

十二　当該熱供給に係る料金その他の当該熱供給を受けようとする者の負担となるものの支払方法

十三　供給する温水等の温度及び圧力

十四　供給する温水等の供給時間及び供給期間

十五　当該熱供給契約に期間の定めがある場合にあっては、当該期間

十六　当該熱供給契約に期間の定めがある場合にあっては、当該熱供給契約の更新に関する事項

十七　当該熱供給の相手方が当該熱供給契約の変更又は解除の申出を行おうとする場合における当該熱供給事業者（当該契約媒介業者等が当該熱供給契約の締結の媒介等を行う場合にあっては、当該契約媒介業者等を含む。）の連絡先及びこれらの方法

十八　当該熱供給の相手方からの申出による当該熱供給契約の変更又は解除に期間の制限がある場合にあっては、その内容

十九　当該熱供給の相手方からの申出による当該熱供給契約の変更又は解除に伴う違約金その他の当該熱供給の相手方の負担となるものがある場合にあっては、その内容

二十　前二号に掲げるもののほか、当該熱供給の相手方からの申出による当該熱供給契約の変更又は解除に係る条件等がある場合にあっては、その内容

二十一　当該熱供給事業者からの申出による当該熱供給契約の変更又は解除に関する事項

二十二　災害その他非常の場合における当該熱供給の制限又は中止に関する事項

二十三　導管、器具、機械その他の設備に関する当該熱供給事業者及び当該熱供給の相手方の保安上の責任に関する事項

二十四　当該熱供給の相手方が設置する施設に関する事項

二十五　当該熱供給の相手方が設置する施設の概要についての当該熱供給事業者に対する通知に関する事項

二十六　当該熱供給の相手方の熱の使用方法、器具、機械その他の設備の使用等に制限がある場合にあっては、その内容

二十七　前各号に掲げるもののほか、当該熱供給に係る重要な供給条件がある場合にあっては、その内容

2　熱供給事業者が既に締結されている熱供給契約を更新しようとする場合における法第十四条第一項の規定による説明は、前項の規定にかかわらず、同項第十五号に掲げる事項について行えば足りるものとする。ただし、同号に掲げる事項のみを説明することについて熱供給を受けようとする者の承諾を得ていない場合には、この限りでない。

3　熱供給事業者が既に締結されている熱供給契約を変更しようとする場合（次項に規定する場合を除く。）における法第十四条第一項の規定による説明は、第一項の規定にかかわらず、同項各号に掲げる事項のうち当該変更しようとするものについて行えば足りるものとする。ただし、同項各号に掲げる事項のうち当該変更しようとするもののみを説明することについて熱供給を受けようとする者の承諾を得ていない場合には、この限りでない。

4　熱供給事業者が既に締結されている熱供給契約を変更しようとする場合（法令の制定又は改廃に伴い当然必要とされる形式的な変更その他の当該熱供給契約の内容の実質的な変更を伴わない変更をしようとする場合に限る。）における法第十四条第一項の規定による説明は、第一項の規定にかかわらず、当該変更しようとする事項の概要について行えば足りるものとする。ただし、当該変更しようとする事項の概要のみを説明することについて熱供給を受けようとする者の承諾を得ていない場合には、この限りでない。

5　法第十四条第二項の経済産業省令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一　法第十四条第二項の書面を交付することなく電話により同条第一項の規定による説明を行うことについて熱供給を受けようとする者の承諾を得ている場合

二　熱供給事業者が既に締結されている熱供給契約を更新しようとする場合であって、法第十四条第二項の書面を交付することなく同条第一項の規定による説明を行うことについて熱供給を受けようとする者の承諾を得ている場合

三　熱供給事業者が既に締結されている熱供給契約を変更しようとする場合（法令の制定又は改廃に伴い当然必要とされる形式的な変更その他の当該熱供給契約の内容の実質的な変更を伴わない変更をしようとする場合に限る。）であって、法第十四条第二項の書面を交付することなく同条第一項の規定による説明を行うことについて熱供給を受けようとする者の承諾を得ている場合

6　熱供給事業者等は、前項第一号に掲げる場合においては、法第十四条第一項の規定による説明を行った後遅滞なく、熱供給を受けようとする者に対し、同条第二項の書面を交付しなければならない。

7　法第十四条第二項の経済産業省令で定める事項は、第一項各号に掲げる事項とする。

8　熱供給事業者が既に締結されている熱供給契約を更新しようとする場合における法第十四条第二項の経済産業省令で定める事項は、前項の規定にかかわらず、第一項第十五号に掲げる事項とする。ただし、同条第一項の規定による説明として、当該熱供給事業者が同号に掲げる事項のみを説明することについて熱供給を受けようとする者の承諾を得ていない場合には、この限りでない。

9　熱供給事業者が既に締結されている熱供給契約を変更しようとする場合（次項に規定する場合を除く。）における法第十四条第二項の経済産業省令で定める事項は、第七項の規定にかかわらず、第一項各号に掲げる事項のうち当該変更しようとするものとする。ただし、同条第一項の規定による説明として、当該熱供給事業者が第一項各号に掲げる事項のうち当該変更しようとするもののみを説明することについて熱供給を受けようとする者の承諾を得ていない場合には、この限りでない。

10　熱供給事業者が既に締結されている熱供給契約を変更しようとする場合（法令の制定又は改廃に伴い当然必要とされる形式的な変更その他の当該熱供給契約の内容の実質的な変更を伴わない変更をしようとする場合に限る。）における法第十四条第二項の経済産業省令で定める事項は、第七項の規定にかかわらず、当該変更しようとする事項の概要とする。ただし、同条第一項の規定による説明として、当該熱供給事業者が当該変更しようとする事項の概要のみを説明することについて熱供給を受けようとする者の承諾を得ていない場合には、この限りでない。